

母子保健だより

健康福祉課健康増進係
☎0256-72-8372



♡3歳児健診

☎ 6月20日(火)午後0時45分～1時半
📍 巻地域保健福祉センター
👤 平成25年12月生まれの幼児
持ち物 母子健康手帳、問診票、尿、フッ化物塗布希望者は1,020円

♡育児相談会

☎ 6月27日(火)午前9時半～11時
📍 巻地域保健福祉センター
👤 個別相談、体重測定、栄養相談、歯科相談
👤 乳幼児の保護者
持ち物 母子健康手帳

♡母子健康手帳交付・妊婦歯科健診

☎ 6月28日(水)午後1時～2時
📍 巻地域保健福祉センター
持ち物 妊娠届出書、母子健康手帳(歯科健診の人)
その他 妊娠中の人で、既に母子健康手帳を持っている人も歯科健診のみの受診もできます。

♡ステップ離乳食(要予約)

☎ 7月10日(月)午後1時半～2時半(受付:午後1時15分～)
📍 巻地域保健福祉センター
👤 離乳食の進め方・試食、体重測定(希望の人)
👤 生後6カ月以上の乳児の保護者 先着20人
持ち物 母子健康手帳、バスタオル(赤ちゃん連れの場合)、らくらく離乳食ガイドブック(持っている場合)
☎ 6月7日(水)～7月8日(土)までに市役所コールセンター(☎025-243-4894)へ

♡ぱくぱく幼児食講習会(要予約)

☎ 7月13日(木)午前10時～11時半(受付:午前9時40分～)
📍 巻地域保健福祉センター
👤 幼児期の食生活について、幼児食作りのポイント、試食
👤 1歳～1歳6カ月くらいの幼児の保護者 先着15人
持ち物 母子健康手帳
※保育有り(要申し込み、先着順)
☎ 6月7日(水)～7月11日(火)までに健康福祉課健康増進係(☎0256-72-8372)へ
※3歳児健診の対象者には、個別に案内を送付しています

乳がん検診(要予約)のご案内

期 日	会 場	コールセンター予約開始日
7月 1日(土)◆	巻地域保健福祉センター	現在予約中
7月 5日(水)	岩室健康センター	6月 6日(火)
7月13日(木)午前のみ	中之口地区公民館	6月 9日(金)
7月13日(木)午後のみ	潟東健康センター	
7月27日(木)	西川健康センター	6月28日(水)

◆7月1日(土)は、肺がん(結核)検診も同時に実施
☎ 市役所コールセンター(☎025-243-4894)へ
※受付時間:午前8時～午後9時
予約受付は、予約開始日から検診日2日前までです。定員になり次第締め切ります。
☎ 健康福祉課健康増進係(☎0256-72-8380)

★骨粗しょう症予防相談会(要予約)

期 日	会 場	受付時間
6月29日(木)	巻地域保健福祉センター	①午前9時45分～
7月 7日(金)		②午前10時15分～
7月12日(水)		③午前10時45分～
7月12日(水)	西川健康センター	④午前11時15分～
7月31日(月)	巻地域保健福祉センター	⑤午後1時15分～
		⑥午後1時45分～



👤 骨粗しょう症予防のための生活相談、骨密度測定
👤 市内在住の18歳以上の人(骨粗しょう症で治療中の方は除く) 各回先着10人
☎ 6月8日(木)から市役所コールセンター(☎025-243-4894)へ

まじの話題

これであなともごみ出し名人

5月15日、巻中央コミュニティセンターで『ごみと資源』見分け方講座を開催しました。参加されたのは、7区長寿クラブの皆さん。びん・缶の出し方や、プラマークや紙パックなど、日頃捨て方に悩んでいるごみの出し方について説明を受けました。講座終了後も参加者の皆さんから「傘は何ごみですか?」など多くの質問が出ていました。



『ごみと資源』見分け方講座 受講団体募集中!
☎ 電話で区民生活課生活環境係(☎0256-72-8312)へ

下水道へ接続しましょう

～水を汚している原因の半分以上は、家庭から出る生活排水です～

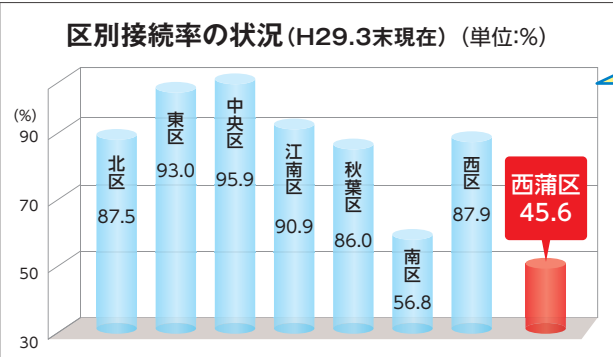
川や海が汚れないように、また私たちが安全で快適に暮らすためには、下水道は欠かせません。下水道は、家庭や工場から出される汚れた水を集め、きれいにしてから川へ戻します。

下水道施設は、皆さんから利用してもらうことで、その役割を果たすことができます。

☎ 西部地域下水道事務所普及推進課 南下水道推進室(☎025-372-6661)



新潟市下水道キャラクター 水玉ぼうし



西蒲区では下水道を利用できる世帯のうち、約45%の世帯でしか利用されていません。下水道に接続すると、悪臭やハエ・蚊などの発生を防ぐことができます。

公共下水道が利用できるようになると、市ではその時期と区域を決定し、「処理開始区域」として公示します。これまでくみとり式だったご家庭は、この処理開始の日から3年以内に水洗トイレに改造するよう下水道法で定められています。また、浄化槽の場合も、浄化槽を廃止して公共下水道にすみやかに接続することになっています。下水道への早めの接続をお願いします。

「雨水貯留タンク助成制度」について

浸水被害を少しでも減らすために、雨水を一時的に溜める「雨水貯留タンク助成制度」があります。対象は下水道認可区域内で、設置タンクの条件があります。事前に南下水道推進室へご相談ください。



「排水設備工事 配管延長助成制度」

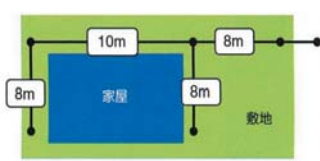
25mを超える屋外配管など、下水道への切り替え工事費を助成します。

対象 右の①または②に該当する工事

※新築家屋や事業所は除く。助成の対象となる配管延長は30mまでとします

平成29年10月からは、助成対象が下水道処理開始日から3年以内に完了する工事に限られます。

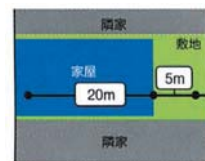
①屋外配管助成



■屋外の新設配管延長が25mを超える部分について、1mにつき7,200円を助成します。

■助成額(上図の例の場合)
(配管総延長34m-25m)×7,200円=64,800円

②屋内配管助成



■敷地が狭いなどで屋外に配管できず、屋内に配管する部分について、1mにつき6,400円を助成します。

■助成額(上図の例の場合)
(配管総延長25m-5m)×6,400円=128,000円

《広告欄》 広告主募集中! 詳しくは地域課広報・統計係(☎0256-72-8179)まで